

平成 30 年

ふれあい通信

第 1 2 号

7 月 6 日



夏

の交通安全県民運動

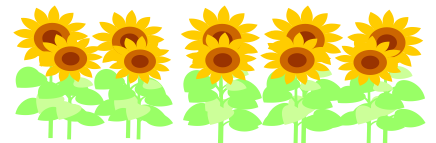
期間 7月15日(日)～7月24日(火)

～事故のない 夏休みを過ごしましょう～



運動の重点

- 1 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 歩行者および自転車の安全確保
- 3 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転・過労運転の根絶



① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止!

高齢者と子どもを守る「思いやり、ゆずりあい運転」の励行

夏休みを迎え、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発になります。また、交通事故死者の半数以上が**高齢者**です。

高齢者や子どもを守る運転に心掛けてください。

運転免許の自主返納について話し合いましょう!

高齢運転者が運転に不安があるときは、免許の自主返納も含めて、**家族内**でよく話し合いましょう。

そうですね。



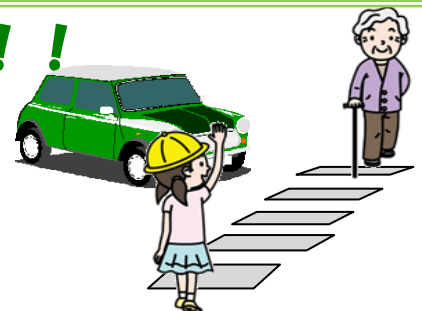
運転免許
卒業しようかしら

② 歩行者及び自転車の安全確保

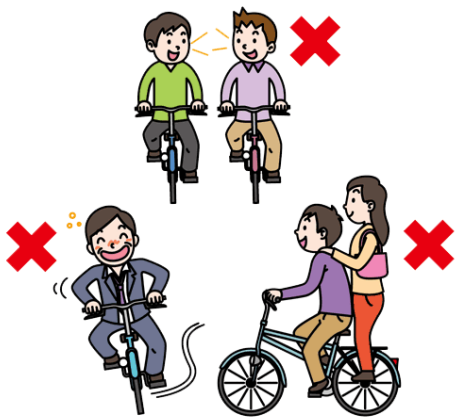
横断歩道は歩行者優先!!

歩行者は、道路を渡る際、横断歩道を利用し、「右」「左」「右」を見て、安全確認をしましょう。

ドライバーは、横断者がいる場合、横断歩道等の手前で一時停止しなければなりません。



「自転車安全利用五則」



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



③ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシート！

昨年自動車乗用中に交通事故で亡くなった方21人のうち、11人の方がシートベルト非着用でした。このうち9人の方はシートベルトを着用していれば、命が助かったと思われまます。



④ 飲酒運転・過労運転の根絶

飲酒運転は犯罪！！

飲酒運転の関係する交通事故が後を絶ちません。

「ちょっとだけ」の軽い気持ちが重大な事故につながります。

少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

過労運転を「しない、させない、ゆるさない」



詐欺ハガキ による

架空請求

詐欺に注意！

実際に送られてきたハガキ：例

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

記載されている連絡先に電話すると、コンビニエンスストアで電子マネーの購入収納代行での支払を要求されて被害に遭ってしまいます。



このようなハガキが送られてきたら、警察に相談してください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp